

事案書（ 経営会議  調整会議）

開催日：平成29年 1月24日（火）

担当課：こども部 ほいく課

件名：大和市子育て支援施設条例の制定について

提出理由：大和市子育て支援施設条例を制定するにあたり、その内容について了承を得るため

内 容：

1. 背景

- 本市では、平成30年4月の供用開始を目指し、東急中央林間ビル3階に、幼稚園児を対象とした送迎ステーションや図書館等の複合施設の整備を進めている。
- これまで、「中央林間地区街づくりビジョン」において、施設内容や主な機能、管理運営の基本的な考え方等を明らかにしてきた。
- 今後は、中央林間地区に整備する子育て支援施設の設置及び管理について条例を制定する必要がある。

2. 条例案の主な内容

(1) 設置

- 市民の子育てを支援し、子どもの健やかな成長等を図ることを目的として設置する。
  - 名称 大和市子育て支援施設
  - 位置 大和中央林間4-12-1（東急中央林間ビル3階）

(2) 事業

- 幼稚園児を対象とした送迎ステーション事業
- 子育て家庭を対象としたどんな理由でも子どもを預けることができる託児事業
- 育児に係る相談及び情報提供
- その他市長が必要と認める事業

(3) 指定管理者による管理

- 子育て支援施設の管理は、指定管理者に行わせるものとし、指定等に必要な事項は大和市子育て支援施設条例の中で定める。

(4) 利用事業の名称、利用日及び利用時間

名称	利用日	利用時間
送迎ステーション	日曜日、祝日及び12月29日から翌年1月3日までを除く毎日	午前7時から午後7時まで
託児室	1月1日を除く毎日	午前10時から午後6時まで
子育て相談		

(5) 利用料金

①利用料金の考え方

- 「使用料・手数料に係る受益者負担の適正化方針」の考え方を踏まえつつ、子育て世代の経済状況等を考慮して設定する。
- 送迎ステーション及び託児室は、一定水準以上のサービスを提供するために相応のコストが見込まれることから、有料とする。

②有料施設の名称及び利用料金の上限額

名称	利用区分	利用単位	金額
送迎ステーション	午前7時から午後6時まで	1月	10,000円
		1時間	500円
	午後6時から午後7時まで	1月	4,000円
託児室	午前7時から午後7時まで	1時間	500円

(6) 利用の拒否

- 指定管理者は、他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれがある等管理上支障があると認められる者に対し、入室を拒み又は退室させることができる。

経 過

- H21. 7 第8次大和市総合計画策定
- H22. 4 大和市都市計画マスタープラン
- H27.10 中央林間地区街づくりビジョン

今後の予定

- H29. 2 大和市子ども・子育て会議にて意見聴取
- H29. 2 条例議案提出
- H29. 4 (株)東急電鉄と賃貸借契約締結予定
- H29. 5~9 大和市子育て支援施設の指定管理者選定委員会の設置、指定管理者の公募・選考
- H29.12 指定管理者の指定議案提出
- H30. 4 施設供用開始、条例施行